

令和 8 年度

福島県立医科大学看護師特定行為研修

研修生募集要項

公立大学法人福島県立医科大学

本学では、領域別パッケージ「救急領域」を
令和8年度に新たに開講する予定です。
構想中であり、その内容は変更となる場合があります。
また、救急領域の受講は本学附属病院所属の看護師に限ります。

1. 看護師特定行為研修の理念

福島県立医科大学（以下、「本学」という。）の理念は、個人の尊厳に対する深い配慮と高い倫理性を基に、①県民の保健・医療・福祉に貢献する医療人の教育及び育成、②最新かつ高度な医学、看護学および保健科学の研究と創造、③全人的・統合的な医療を提供することです。

本学における看護師特定行為研修は、在宅医療から高度急性期医療に及ぶ地域包括ケアシステムの充実を念頭に、チーム医療の中心的存在となり得る看護師を養成することを目的とします。ひいては本学での研修を通じて、より適切で効率的な医療を福島県内のみならず全国に広く推進したいと考えます。

2. 背景

特定行為研修制度は、少子高齢化の進展に伴って需要が増大する在宅医療の推進を趣旨として平成 27 年 10 月から始まりました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、新興感染症等の感染拡大等の緊急的な状況にあっても適切な医療提供体制を維持するために、特定行為研修修了者等の高度な知識と技術を身につけた、重症患者等に対応可能な看護師を平時から計画的に養成することが重要とされました。また、特定行為研修修了者は医師の働き方改革に伴うタスク・シフト／シェアの推進に資するものとしても、その役割が期待されています。

このような背景のもと、第 8 次福島県医療計画では看護職員の資質の向上のために特定行為研修制度の重要性を挙げ、令和 11 年までに 492 人の特定行為研修修了者を目標に掲げています。

3. 特定行為研修の目的・目標

本研修は、在宅医療から高度急性期医療の現場において、医療安全に配慮しつつ、高度な臨床能力を発揮できる、チーム医療のキーパーソンである看護師を養成すること、並びに看護師が自己研鑽を継続できる基盤を構築することが目的です。

特定行為研修修了後は、医師又は歯科医師の作成した手順書に従い、ある一定の診療補助行為の実践を可能にするものです。

研修目標

- 1) 在宅医療及び高度急性期医療の現場において、重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントし、必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- 2) 在宅医療及び高度急性期医療の現場において、患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- 3) 問題解決に向けて他職種と効果的に協働する能力を身につける。
- 4) 看護実践について自己研鑽し標準化する能力を身につける。
- 5) 在宅医療及び高度急性期医療の現場において、当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。

- 6) 在宅医療及び高度急性期医療の現場において、手順書による指示の内容を確認し、実施の可否を判断し、実施及び報告の一連の流れを適切に実施することができる。

4. 研修概要

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、研修は、講義、演習又は実習によって行われます。

共通科目は、e-learning による講義と、集合研修による演習・実習で構成されています。集合研修は一月に数日来学して実施します。なお、集合研修受講前に、指定された e-learning による講義を全て受講済みである必要があります。筆記試験がありますが、合格しなければ区分別科目を開始することはできません。

区分別科目は、講義（e-learning を含む）及び演習を受講し筆記試験に合格後（一部科目は実技試験についても合格後）、患者を対象とする実習（臨床実習）へ進み最終評価として観察評価を実施します。

研修を受講される方は、e-learning を含め研修時間を確保するよう、勤務先と調整してください。

5. 受講資格

次の各号に定める要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1) 日本の看護師免許を有すること。
- 2) 看護師免許取得後、通算 5 年以上の実務経験を有すること（研修開始までに見込めるものを含む）。
- 3) 所属長（看護部長あるいは同等職位の所属長）が責任をもって推薦すること。

※本学又は他の指定研修機関において特定行為研修を修了（認定看護師教育課程（B 課程）によるものを含む）している者（以下、「研修修了者」という。）が、本学において新たに特定行為研修を受講する場合には、上記要件に加え、次の要件を満たすことが必要です。

- ・出願時点で、本学又は他の指定研修機関における特定行為研修を修了していること。
- ・令和 8 年 4 月時点で、福島県内の施設で就業見込みであること。
（令和 8 年 4 月以前から引き続き就業している場合を含む）
- ・原則として臨床実習を自身の所属施設等で行えること。

6. 開講している特定行為区分・領域別パッケージ

【特定行為区分】

コースNo.	特定行為区分名
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
4	循環器関連※1
5	胸腔ドレーン管理関連
6	腹腔ドレーン管理関連
7	ろう孔管理関連
8	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
9	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連※1
10	創傷管理関連
11	創部ドレーン管理関連
12	動脈血液ガス分析関連
13	透析管理関連
14	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
15	感染に係る薬剤投与関連
16	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
17	術後疼痛管理関連
18	循環動態に係る薬剤投与関連
19	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
20	皮膚損傷に係る薬剤投与関連

【領域別パッケージ】

コースNo.	領域別パッケージ名
21	術中麻酔管理領域
22	在宅・慢性期領域※1
23	救急領域※2

※1：コースNo.4、9、22は、原則として研修生の所属施設等で臨床実習が行える場合のみ受講可能です。所属施設等については「11. 臨床実習について」を確認してく

ださい。

※2：コースNo.23 は、本学附属病院に所属する看護師のみ受講可能です。

7. 定員

定員 30 名（各特定行為区分・領域別パッケージの受け入れ数：概ね 2～5 人程度）

※複数の特定行為区分・領域別パッケージの受講を希望することが可能です。ただし、各特定行為区分・領域別パッケージの希望状況等により、希望するものすべてを受講することができない場合があります。

※研修修了者については、各特定行為区分・領域別パッケージにつき若干名のみ受講可能です。ただし、新規受講希望者の申込状況等を含め総合的に受講の可否を判断しますので、受講できない場合があります。

8. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること。
- 2) 1) 合格後、選択した区分別科目を履修し、筆記試験（一部科目は筆記試験に加え実技試験）及び臨床実習の観察評価に合格すること。

9. 研修期間

研修期間は共通科目 6 か月（4 月～9 月）、区分別科目 6 か月（10 月～3 月）の 1 年間を基本としますが、区分別科目は科目により開始時期が異なります。

なお、区分別科目は、共通科目を修得しなければ開始できません。

在籍期間は原則 2 年間までとします。

10. 研修内容と時間数

- 1) 共通科目（必修科目）：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目（研修期間：6 か月）

科目名	時間数
臨床病態生理学	33 時間
臨床推論	46 時間
フィジカルアセスメント	48 時間
臨床薬理学	45 時間
疾病・臨床病態概論	40 時間
医療安全学／特定行為実践	48 時間
合計時間数	260 時間

2) 区分別科目 (選択科目)

コース No	特定行為区分名	特定行為	時間数 +症例数
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	12 時間 +5 症例
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱	30.5 時間 + 各 5 症例
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	11 時間 +5 症例
4	循環器関連	一時的ペースメーカの操作及び管理 一時的ペースメーカリードの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	25 時間 + 各 5 症例
5	胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去	15 時間 + 各 5 症例
6	腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）	10 時間 +5 症例
7	ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換	28 時間 + 各 5 症例
8	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	9 時間 +5 症例
9	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	10 時間 +5 症例
10	創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法	38 時間 + 各 5 症例
11	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	7 時間 +5 症例

12	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	18 時間 + 各 5 症例
		橈骨動脈ラインの確保	
13	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器 又は血液透析濾過器の操作及び管理	13 時間 +5 症例
14	栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量 の調整	19 時間 + 各 5 症例
		脱水症状に対する輸液による補正	
15	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時 の投与	31 時間 +5 症例
16	血糖コントロールに係る 薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	18 時間 +5 症例
17	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与 及び投与量の調整	10 時間 +5 症例
18	循環動態に係る薬剤投与 関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の 調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又 はクロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液 の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	30 時間 + 各 5 症例
19	精神及び神経症状に係る 薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	35 時間 + 各 5 症例
		抗精神病薬の臨時の投与	
		抗不安薬の臨時の投与	
20	皮膚損傷に係る薬剤投与 関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出し たときのステロイド薬の局所注射及び 投与量の調整	18 時間 +5 症例

3) 区分別科目(領域別パッケージ研修)

【術中麻酔管理領域】

コース No	特定行為区分名	特定行為	時間数 +症例数
21	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	12 時間 + 5 症例
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	18.5 時間 + 各 5 症例
		人工呼吸器からの離脱	
	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	18 時間 + 各 5 症例
		橈骨動脈ラインの確保	
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正	13 時間 +5 症例
	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	10 時間 +5 症例
	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	14 時間 +5 症例

【在宅・慢性期領域】

コース No	特定行為区分名	特定行為	時間数 +症例数
22	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	11 時間 +5 症例
	ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	20 時間 +5 症例
	創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	29 時間 +5 症例
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正	13 時間 +5 症例

【救急領域】

コース No	特定行為区分名	特定行為	時間数 +症例数
23	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	12 時間 +5 症例
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱	30.5 時間 + 各 5 症例
	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保	18 時間 + 各 5 症例
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正	13 時間 +5 症例
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	22 時間 +5 症例

11. 臨床実習について

臨床実習は、本学が指定する施設（本学附属病院、会津医療センター附属病院又は協力施設）で行いますが、要件を満たせば、研修生の所属施設等^{※1}で行うことも可能です。

特定行為区分によっては、本学が指定する施設での症例数が少ないため、受け入れを制限する場合があります。また、原則として所属施設等で実習可能な場合のみ受け入れ可能としている特定行為区分があります（「6. 開講している特定行為区分・領域別パッケージ」を参照）。

研修生の所属施設等で実習を行う場合を除き、実習を行う施設は本学が指定する施設となりますので、実習先を研修生が選ぶことはできません。

所属施設等で実習を行うには、以下の要件を満たす必要があります。

- 1）医療安全体制が確保されていること。
- 2）医師 1 名以上を含めた指導者^{※2}が確保できること。
- 3）実習期間に当該特定行為の症例数が確保できること。
- 4）研修生のサポート体制が整えられること。
- 5）必要な諸手続きを行える事務体制が整えられること。

希望の際には、出願時に様式 7-1「実習協力に関する同意書」及び様式 7-2「症例数に関する申告書」を提出してください。

※1：所属施設等について

研修生が勤務する施設又は実習を受け入れても良いと調整が済んでいる関連施設を指します。なお、所属施設等での実習を希望する場合、出願時点で必ず出願者から施設に対し特定行為研修制度を説明のうえ、実習を行うことの許可を得てください。

※2：指導者について

- 1) 原則として、指導時間を十分に確保していること。
- 2) 医師の指導者は、臨床研修指導医と同等以上の経験を有すること。
(同等以上とは、7年以上の臨床経験を有し、かつ、医学教育又は医師臨床研修における指導経験を有する者が想定される。)
- 3) 看護師の指導者は、特定行為研修を修了した看護師やこれに準ずる者であること。
(準ずる者とは、専門看護師や認定看護師、及び大学での教授経験を要する看護師等。)
- 4) 必須ではないが、看護師特定行為研修指導者講習会を受講していることが望ましい。
(本学開催以外の指導者講習会でも構わない。)

本学では、実習評価を行えるのは原則として医師の指導者に限定しています。看護師の指導者については、過去に看護師特定行為研修を修了し、一定の要件を満たした者で、看護師特定行為研修センター長が認めた場合のみ評価を行うことができます。詳しくは看護師特定行為研修センターにお問い合わせください。

12. 出願手続き

出願期間 令和7年11月4日(火)～令和7年12月16日(火) ※期間内必着

出願提出書類

- ・「福島県立医科大学看護師特定行為研修センターWEB サイト」から必要書類をダウンロードしてください。
URL <https://www.fmu.ac.jp/about/centers/tokutei/index.html>
- ・各様式作成にあたっては、WEB サイトに掲載されている記載例を事前にご確認ください。
- ・各様式はA4用紙に印刷し、複数ページにわたるものは片面印刷のうえゼムクリップで留めてください。
- ・各様式は署名捺印箇所を除き、可能な限りパソコンで作成してください。
- ・手書きの場合は黒インク又は黒ボールペンを使用して、楷書で明瞭に記入してください。消えるボールペンは使用しないでください。
- ・数字は算用数字を用いて記入してください。

- ・＊欄は記入しないでください。
- ・提出された出願書類は返却いたしません。
- ・出願後に氏名、現住所、連絡先に変更がある場合、速やかに本学看護師特定行為研修センターまでご連絡ください。

【必須提出書類】

- 1) 受講願書（様式 1）
- 2) 履歴書（様式 2-1）
- 3) 受講志願理由書（様式 3）
- 4) 推薦書（様式 4）
※所属長（看護部長あるいは同等職位の所属長）が作成してください。
- 5) 受講希望区分別科目申請書（様式 5）
※出願者ならびに施設長（又は所属長）による記名捺印が必要です。
- 6) 提出書類チェックリスト（様式 6）
- 7) 看護師免許（写）
※A4 用紙に縮小印刷し提出してください。

【自施設等での臨床実習を希望する場合のみ提出】

- 8) 実習協力に関する同意書（様式 7-1）
※自施設等の代表者が作成してください。
- 9) 症例数に関する申告書（様式 7-2）
※自施設等の代表者が作成してください。

【過去に特定行為研修を修了（認定看護師教育課程（B 課程）によるものを含む）している場合のみ提出】

- 10) 看護師特定行為研修の修了歴（様式 2-2）
- 11) 特定行為研修修了証（写）
※A4 サイズを超える場合、A4 用紙に縮小印刷し提出してください。
- 12) 共通科目履修免除申請書（様式 8）
※免除を希望する場合のみ提出してください。

出願書類提出方法

- ・持参又は郵送により提出してください。
- ・持参の場合、出願期間中の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）受け付けます。ただし、土日祝日は受け付けません。
- ・郵送の場合、出願提出書類一式を封筒（角形 2 号）に入れ、その表に朱書きで「出願書類在中」と書いてください。そのうえで、書留又は簡易書留にし、出願期間内に必着となるように送付してください。

【郵送先・持参先】

〒960-1295 福島県福島市光が丘 1 番地

13. 選考方法

選考方法 出願書類、および面接

面接日 令和8年1月9日（金）

面接会場 福島県立医科大学 光が丘キャンパス内

- ・面接の詳細や選考結果は、履歴書記載の現住所に郵送します。結果について、電話や電子メール等個別の問い合わせには応じられません。

14. 受講手続きと受講料について

受講予定者に受講手続きについての詳細をご案内します。受講手続き期間および受講料については以下のとおりです。

なお、受講料は、受講手続き終了後、本学から送付します案内に基づき、指定の金融機関の口座に振り込み願います。※振り込みは4月初旬を予定。

受講手続き期間 令和8年3月2日（月）～ 3月6日（金）

受講料 ①共通科目の受講料 一括 423,000 円
②希望する特定行為の受講料（下記の受講料一覧表参照）

【区分別科目受講料一覧表】

コースNo	区分名：特定行為	受講料
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	30,000 円
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	85,000 円
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	28,000 円
4	循環器関連	60,000 円
5	胸腔ドレーン管理関連	40,000 円
6	腹腔ドレーン管理関連	28,000 円
7	ろう孔管理関連	64,000 円
8	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	24,000 円
9	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	28,000 円
10	創傷管理関連	97,000 円
11	創部ドレーン管理関連	20,000 円
12	動脈血液ガス分析関連	40,000 円
13	透析管理関連	36,000 円
14	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	48,000 円
15	感染に係る薬剤投与関連	85,000 円
16	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	48,000 円
17	術後疼痛管理関連	28,000 円
18	循環動態に係る薬剤投与関連	81,000 円
19	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	76,000 円
20	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	52,000 円
21	術中麻酔管理領域	216,000 円
22	在宅・慢性期領域	183,000 円
23	救急領域	229,000 円

※一旦納めた受講料は原則として返還しません。

※研修のための宿泊および交通費等は自己負担となります。

※研修期間中において任意保険への加入を必須とします。費用は自己負担となります。ご不明な点は、看護師特定行為研修センターへお問い合わせください。

※研修修了者については、共通科目履修免除申請書を提出し、履修免除が認められた場合は共通科目のうち e-learning の履修が免除されます。

※本学において特定行為研修を修了し、修了から5年未満である場合は、共通科目の受講が免除されます。

＜共通科目受講料＞

共通科目受講内容	受講料
e-learning＋集合研修	423,000 円
集合研修のみ (e-learning の履修免除が認められた場合)	110,000 円
受講免除 (本学において特定行為研修を終了してから 5年未満である場合)	なし

15. 令和8年度研修生の今後の日程（目安）

令和8年3月下旬	入講式・オリエンテーション
令和8年4月上旬	共通科目受講開始
令和8年9月中旬	共通科目修得判定
令和8年10月1日	区分別科目受講開始
令和9年3月下旬	修了判定・修了式

16. 補助金等のお知らせ

1) 福島県「特定行為研修推進事業」

① 特定行為研修の受講料、旅費

申請者の要件 特定行為研修を受講する看護師に対し経費の支援を行う者（県内の医療機関、介護保険施設、訪問看護ステーション等）であること。

補助対象経費 特定行為研修の受講料
特定行為研修の受講に必要な旅費及び宿泊費

補助基準額 受講料…415,000 円/人、旅費…85,000 円/人

②代替職員の人件費

申請者の要件 訪問看護ステーションであること。

補助対象経費 受講者の代替業務のため新たに雇用した看護職員の人件費、
既存の看護職員の代替業務従事分の人件費

補助基準額 700,000 円/事業所

詳しくは、福島県保健福祉部医療人材対策室（024-521-7222）に直接お問い合わせください。

2) 厚生労働省「人材開発支援助成金」

この制度は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

詳しくは、管轄の労働局又はハローワークに直接お問い合わせください。

※補助金等については、令和7年9月時点の内容であり、今後変更等が生じる場合があります。

個人情報の取り扱いについて

福島県立医科大学では、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。出願および受講手続きにあたって提供いただいた個人情報は、選考試験の実施、合格発表、受講手続き、履修関係等に必要な業務において使用させていただきます。なお、本学が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続きにより開示を求められた場合以外に本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。



公立大学法人福島県立医科大学

看護師特定行為研修センター

〒960-1295 福島県福島市光が丘 1 番地

電 話 024-547-1671

F A X 024-547-1669